



保険料通知書をお送りします

- ◆ 本年3月からの協会けんぽ健康保険料率と介護保険料率改定（健康保険料率；9.62%、介護保険料率；1.59%）に基づく「保険料通知書」を同封しました。保険料は4月に支給される給与から改定し控除して下さい。厚生年金保険料は変更ありません。（雇用保険料率も4月分給与から変更になります。同封のリーフレットをご確認下さい。）
なお、協会けんぽ以外の医療保険にご加入の事業所様にはお送りしていません。また、当事務所で給与計算業務を受託しております事業所様につきましては、後日給料明細と一緒にお届けいたします。

2026年3月新規学校卒業者採用のスケジュールについて

- ◆ 2026年3月の大学等（大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等）卒業予定者を対象としたハローワークによる求人の取扱いスケジュールは、2月1日から求人の受理が始まり、4月1日から求人の公開、6月1日から採用選考活動開始となっています。
また、同じく高等学校卒業者についての求人は6月1日から受付開始となります。当事務所では、求人票の作成・提出業務も行っていますので、新卒者採用をお考えの事業所様は担当者までお申し付け下さい。
別紙、スケジュール表を添付しておりますので、ご確認よろしくお願いいたします。

育児休業等に係る新たな給付金について

- ◆ 4月1日から「育児時短就業給付金」と「出生後休業支援給付金」の育児休業等に係る2つの給付金が新たに創設されます（詳細は同封のリーフレットをご覧ください）。
「育児時短就業給付金」は、2歳に満たない子を養育するために所定労働時間を短縮して就業した場合に、賃金が低下するなど一定の要件を満たしたときに支給される給付金です。
「出生後休業支援給付金」は子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14日以上育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて最大28日間支給されるものです。配偶者が専業主婦（夫）であったり、ひとり親の場合も支給される点には注意が必要です。
今回の制度創設により、育児休業等に係る給付金の制度はかなり複雑になりました。対象となる従業員さんへの周知・意向確認の際にはお困りになることもあるかと思います。ご不明な点などございましたらお気軽にお問い合わせ

健康保険被扶養者異動のご確認を

- ◆ 就職等により、健康保険の被扶養者から外れる方がいらっしゃいましたらご連絡をお願いいたします。また、被保険者証は、すみやかに回収をお願いします。
*被扶養者であった方が就職した場合、新しい被保険者証が手元に届くまでの間に旧被保険者証を使用してしまうと医療機関に迷惑がかかります。旧被保険者証は就職したその日から使用することはできません。

給与の“Web明細”対応のご案内 ～ 給与計算業務委託の事業所様へ

- ◆ 当事務所では、給与計算終了後に皆さんのスマホ、パソコンなどへ当事務所から直接給与明細を送信する“Web明細”にも対応しています。一昨年10月からスタートし、ご好評をいただいております。給与明細の仕分け、封入の手間がなくなります。是非、ご検討下さい。